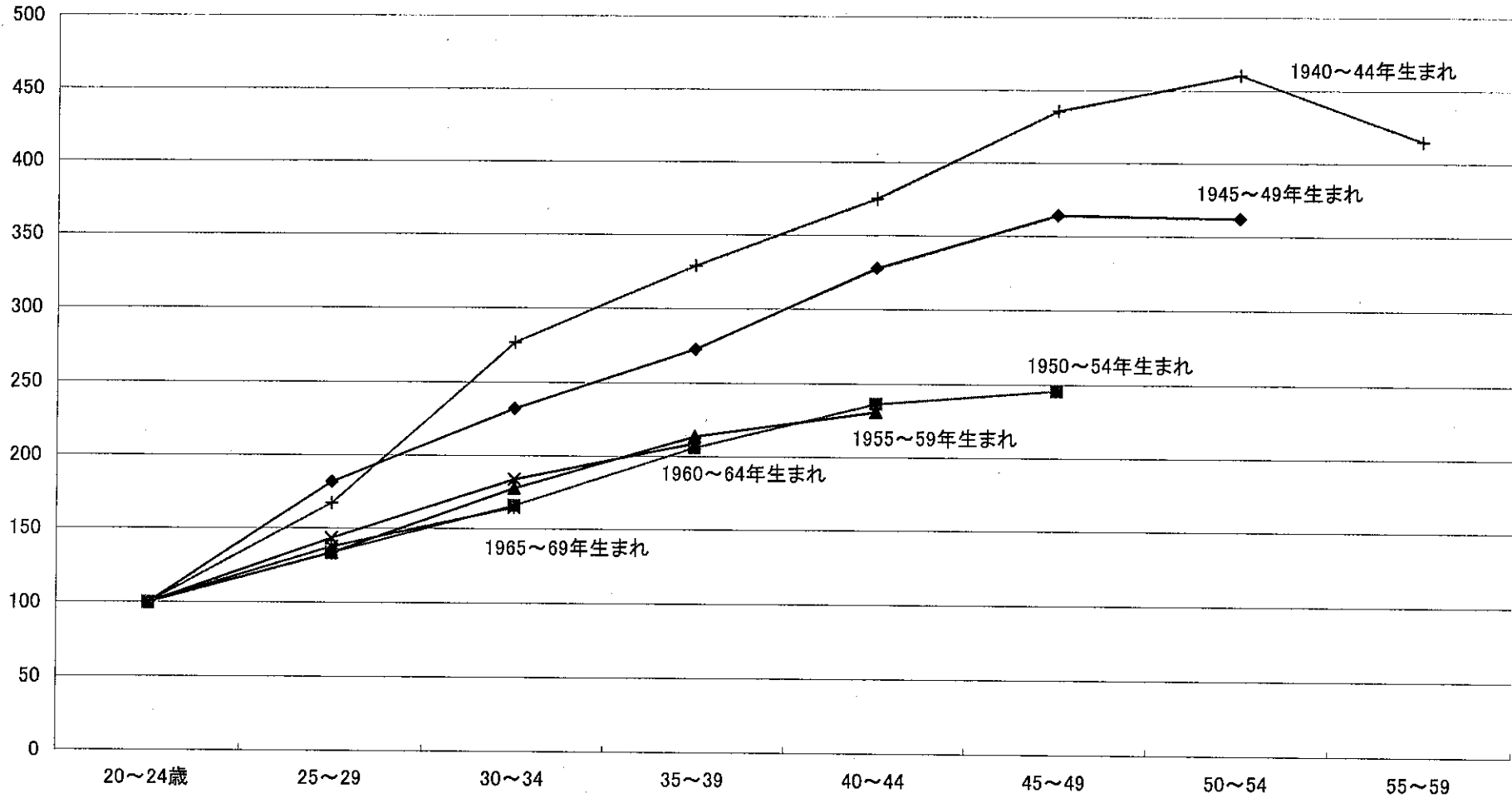


(図表1-1) 実質賃金の伸び(コホート別)

(指数)

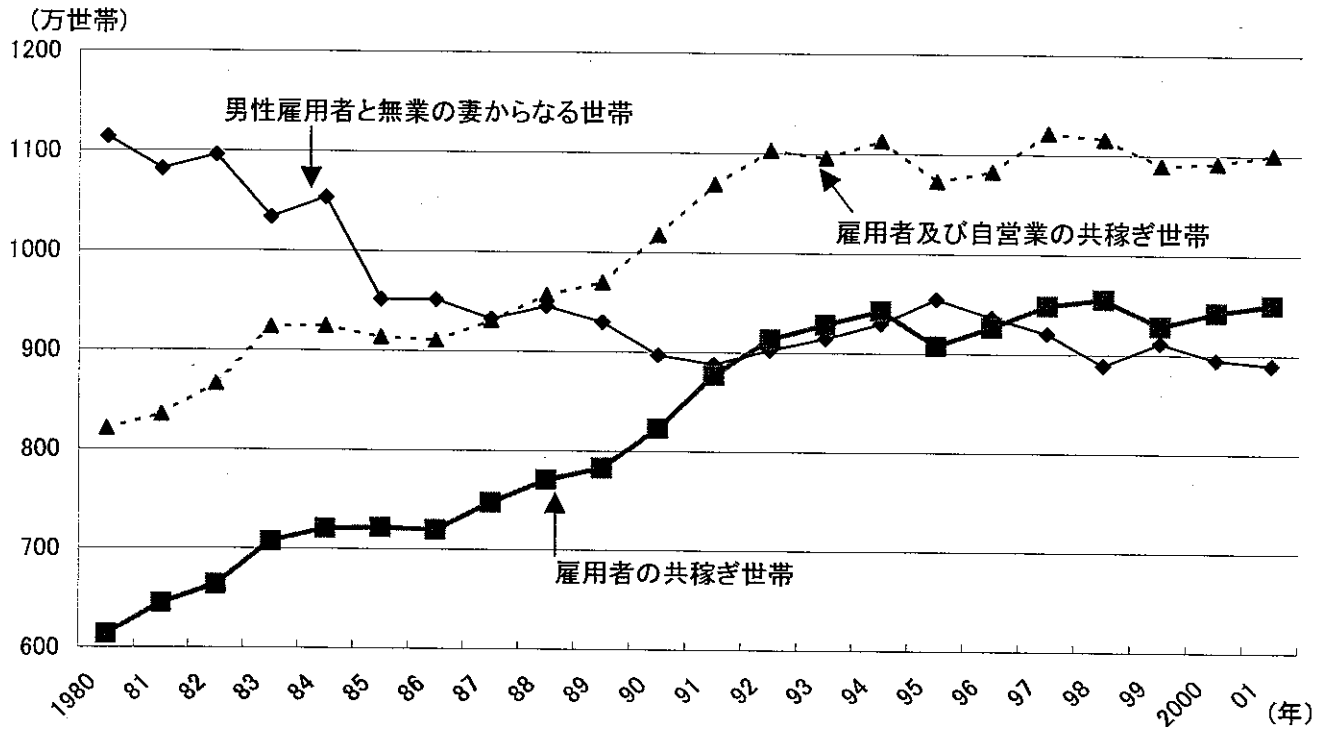
(男子労働者(学歴計)、産業規模計)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(各年版)、総務省「消費者物価指数」

(注) 20～24歳のきまって支給する現金給与額と年間賞与を100とした場合の各年齢層の実質賃金である。

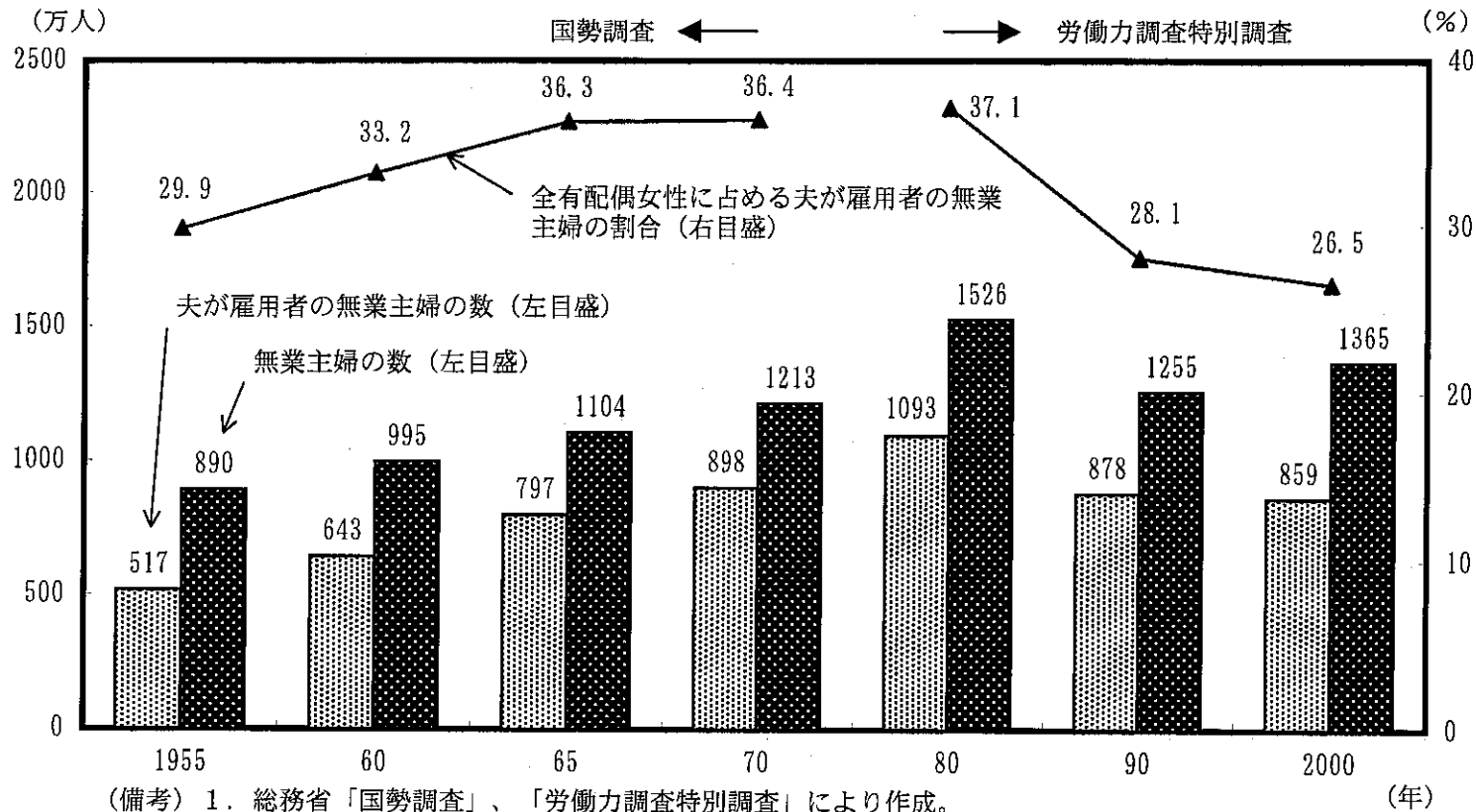
(図表1-2) 共稼ぎ等世帯数の推移



- 注) 1. 出典:「労働力調査特別調査」(総務省統計局)
 2. 男性雇用者と無業の妻からなる世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 雇用者の共稼ぎ世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 4. 雇用者及び自営業の共稼ぎ世帯とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 5. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

(図表1-3) 夫が雇用者の無業主婦数の推移

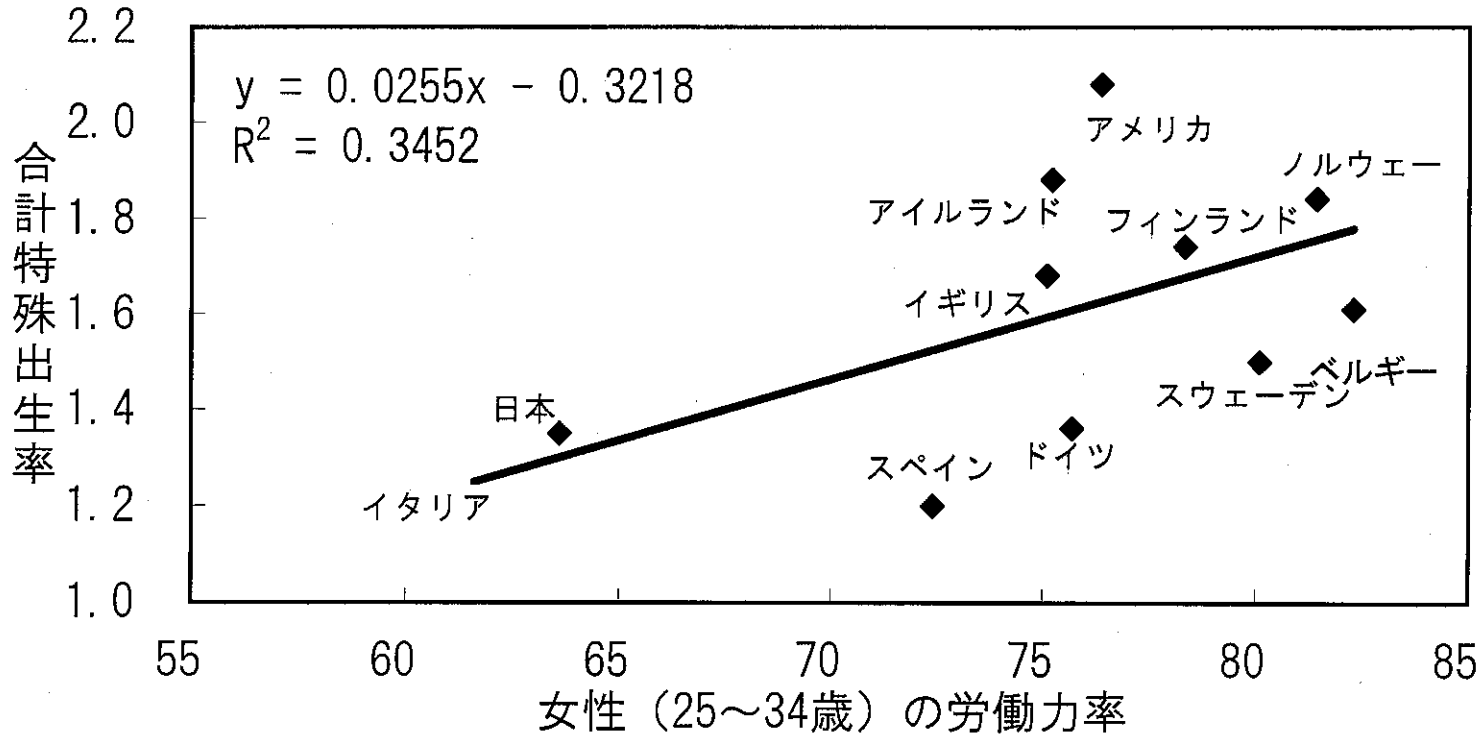
(高度成長期に大きく増加したが、近年は減少している夫が雇用者の無業主婦数)



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」、「労働力調査特別調査」により作成。
 2. 夫が雇用者の無業主婦の数、無業主婦の数は、1955～70年は国勢調査、80～2000年は労働力調査特別調査による。全有配偶女性は国勢調査による。
 3. 夫が雇用者の無業主婦の数は、夫が雇用者（非農林業）で妻が非労働力（無業）の人口、無業主婦の数は、全有配偶女性で非労働力の人口。

<出所> 平成13年度 国民生活白書

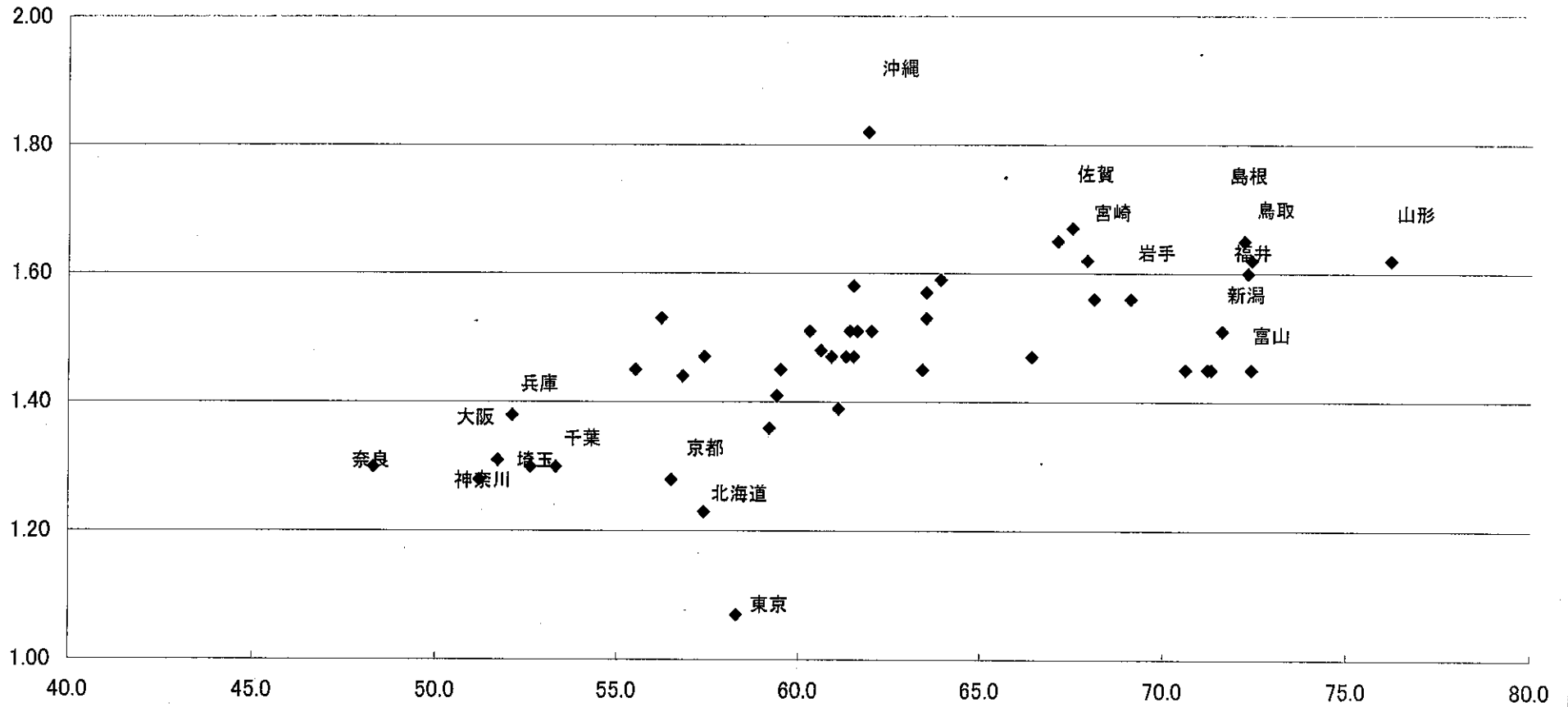
(図表2-1) 女性(25~34歳)の労働力率と合計特殊出生率(国際比較)



資料出所： I L O, Yearbook of Labour Statistics 2000
Council of Europe, Recent demographic developments in Europe 2000
CDC, DHHS, National Vital Statistics Reports, April 17, 2001
日本は 厚生労働省 「人口動態統計」

図表2-2 合計特殊出生率と育児期(30~39歳)女性労働力率の関係(都道府県別)

合計特殊出生率(%)(平成12年)



(出所) 総務省「国勢調査(平成12年)」、厚生労働省「人口動態調査」

女性労働力率(%)(平成12年)

(図表3-1) 一般的な家庭支援策と共稼ぎ支援策に関する各国の順位(1985~1990)

順位	一般的な家庭支援(注1)	共稼ぎ支援(注2)
1	ベルギー	スウェーデン
2	ドイツ	デンマーク
3	フランス	フィンランド
4	ノルウエー	ノルウエー
5	イタリア	フランス
6	オーストリア	ベルギー
7	デンマーク	ドイツ
8	アイルランド	イタリア
9	スウェーデン	オランダ
10	フィンランド	オーストリア
11	オランダ	アイルランド
12	カナダ	英国
13	英国	カナダ
14	スイス	日本
15	日本	オーストラリア
16	オーストラリア	スイス
17	ニュージーランド	アメリカ合衆国
18	アメリカ合衆国	ニュージーランド

(注1)

一般的な家庭支援

1. 年少児童への児童手当の対純平均賃金比
2. 年少扶養控除・専業主婦控除などの家族税給付の比重(単身者と片稼ぎ2子家族の税引き後所得の差額が単身者の平均純賃金に占める割合)
3. 3歳-就学年齢の児童への公的保育サービス(保育所定員の対人口比)

(注2)

共稼ぎ支援

1. 0-2歳児への公的保育サービス(保育所定員の対人口比)
2. 有給の出産休暇(従前賃金代替率、給付期間、カバレッジの組み合わせ)
3. 有給の父親休暇(幼児の父親の有給休暇の寛大さを順位付け)
4. 高齢者への公的ホームヘルプ(65歳以上の在宅生活を支援するサービスの受給者比率)

(出所)

Water Korpi(2000), "Faces of Inequality: Gender, Class, and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States," in B.Hobson et al.(eds.) "Social Politics: International Studies in Gender, State, and Society" Oxford University Press.

(図表 3 - 2) 海外諸国における少子化に関する主な取組み

		アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本
出産休業の期間等		連邦レベルでの期間の定めはないが、各州ごとに定められている医療を理由とする休業と同じ長さの休業が保障されている。	第2子までは、予定日前6週間・出産後10週間。第3子の場合は18週、3人以上の多胎児の場合は22週に延長。	予定日前・出産後計18週間	出産前後各7週間	予定日前6週間・出産後8週間	予定日前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)・出産後8週間
育児休業	取得可能期間	○ 生後又は養子縁組後1年間に12週間 ○ 全日休業	○ 3歳に達するまで最長3年間 ○ 全日休業、パートタイム労働(最長で通常の労働時間80%)	○ 5歳に達するまで13週間ただし、1年につき最大4週間(取得は1週間単位)	○ 全日休業型: 生後18月まで ○ パートタイム労働型: 18月以降8歳に達するまで	○ 3歳に達するまで最長3年間 ○ 全日休業。ただし、30時間を超えない範囲で就労できる	○ 1歳に達するまで最長1年間
	休業中の所得保障	○ 無給	○ 労働時間貯蓄勘定制度により収入を得ることも可能な場合あり。また、第2子以降は育児手当(最高で月3,039フラン)の受給が可能。なお休業中は原則無給。	○ 無給 ※ 99年に育児休業制度が成立し、同年12月に施行。	○ 親保険により、休業中最初の12月間は80%の所得保障、次の3ヶ月間は定額の最低保証額による所得保障。	○ 2歳未満児を養育する者に対して、育児手当(出産手当と合わせて月600マルク: 約4万円)が支給。 ○ 社会保険料の免除制度あり。	○ 賃金の40%を雇用保険から給付。社会保険料の免除制度あり。なお、休業中は実態として17%の事業所で金銭給付がある。
	取得状況	○ 女性の36%、男性の34%が取得。(2000年前後の全国調査。州による違いはある。)	○ 取得者の95%以上が女性	○ 男女とも12%が取得。(1,000人対象の2000年調査。制度設計時は女性4 ○ 0%、男性10%が目標。)	○ 取得者の約30%が男性(取得日数の約10%)	○ 取得者の98%が女性 ○ 連邦育成補助金法改正・施行(2001) (育児休業の両親の同時取得等)	○ 出産した女性労働者の57.9%、男性の0.55%が取得。男女比で女性97.6%(99年度調査)

		アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本
保育	低年齢時の 主要サービスの種類と 利用数・定員	保育所 182万人、保育校 115万人：学齢前 家庭保育 214万人：学齢 前(93年) ※全国統一制度なし	集団型保育所 13.6万 人：3歳未満 家庭型保育所 5.9万 人：3歳未満 個別保育者 29.3万人： 6歳まで(97年)	保育所 19.4万人：5歳 未満 個別保育者 36.5万 人：学齢期ま で、半分以上 が5歳未満	保育所 9.3万人：3歳未満 家庭型保育所 2.5万人：3 歳未満(97 年)	保育所 15.1万人：3 歳未満 個別保育者 不明 ※全国統一制度なし	保育所 55.2万人： 3歳未満 (182：8万人：就 学前) (2001年4月現在)
	個別保育者、 家庭保育の 位置付け等	○州政府等の認可を受けたも のと認可外のものがある。	○県の認可と研修受講が必要	○地方当局への登録が必要	○ コミュニオンが実施責任 (保育所との区別なし)	○州によっては個別 保育者利用への補助制 度あり	○ 家庭的保育事業 を実施する市区 町村に対し、必要 な経費を補助
	受給状況	○母親(既婚)が就業する5 歳未満児数に対する利用者数 保育所→18%、保育校→1 2%、家庭保育→22%(こ の他には、親やベビーシッ ター等)	○保育所が不足 ○3歳未満児数に対する集 団型保育所定員の割合 → 6%	○保育サービス全体が不 足 ○5歳未満数に対する保 育所・個別保育者定員の 割合 → 10数%程度	○待機はほぼ解消 ○3歳未満児数に対する保 育所・家庭型保育所利用者 数 → 41%	○旧西独の保育所が不 足 ○3歳未満児数に 対する保育所利 用可能人数の割 合 → 6% (旧西独2%：旧東独 41%)	○ 地域によって需 給に偏在あり ○3歳未満児数に対す る保育所入所児童数の 割合 → 16%

		アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本	
復職の保証		○育児休業前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利があり、使用者による損害賠償により担保。	○育児休業前と同じ又は同程度の職に復帰でき、罰金、使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払いにより担保。	○出産休業前の労働条件を下回らない条件で復職でき、裁判所による現職復帰命令、再雇用命令等により担保。	○育児休業前と同程度の職に復帰でき、使用者による損害賠償により担保。	○育児休業前と同程度の職に復帰できる。	○事業主に対して、育児休業後の再雇用につき特別の配慮を行う努力義務が課されている。	
経済的負担軽減措置	児童手当	支給対象及び所得制限有無	児童手当制度なし	第2子より。原則義務教育終了(16歳まで)。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし	第1子より。原則18歳未満。原則所得制限なし。	第1子より。就学前まで。所得制限あり
	支給月額	—	子ども2人計 682フラン(1.4万円) 3人計1,556フラン(3.1万円) 4人計2,430フラン(4.8万円) 5人計3,340フラン(6.5万円) 第6子以降の子ども1人あたり874フラン(1.7万円)	第1子 62.4ポンド(1.2万円) 第2子～ 41.6ポンド(0.8万円) ※過当たりの支払い額を規定	第1、2子 750クローネ(1.1万円) 第3子950クローネ(1.4万円) 第4子 1,350クローネ(2.0万円) 第5子～ 1,500クローネ(2.2万円)	第1子 250マルク(1.7万円) 第2子 250マルク(1.7万円) 第3子 300マルク(2.0万円) 第4子～ 350マルク(2.3万円)	第1子 0.5万円 第2子 0.5万円 第3子～ 1.0万円	
	その他	—	○ プライオリティカード 子供が3人以上いる家族全員について 鉄道料金割引など	—	—	—	—	

図表3-3 妻の年齢階級・妻の勤労の有無別 夫と妻の1ヶ月の収入
(世帯主夫婦と未婚の子供のみの勤労者世帯)

妻の年齢階級	30～34		35～39		40～44	
	共働き世帯	片稼ぎ世帯	共働き世帯	片稼ぎ世帯	共働き世帯	片稼ぎ世帯
夫の収入	360,167	395,071	403,040	459,856	438,794	507,603
妻の収入	129,257	125	129,191	125	139,165	274

(単位：円)

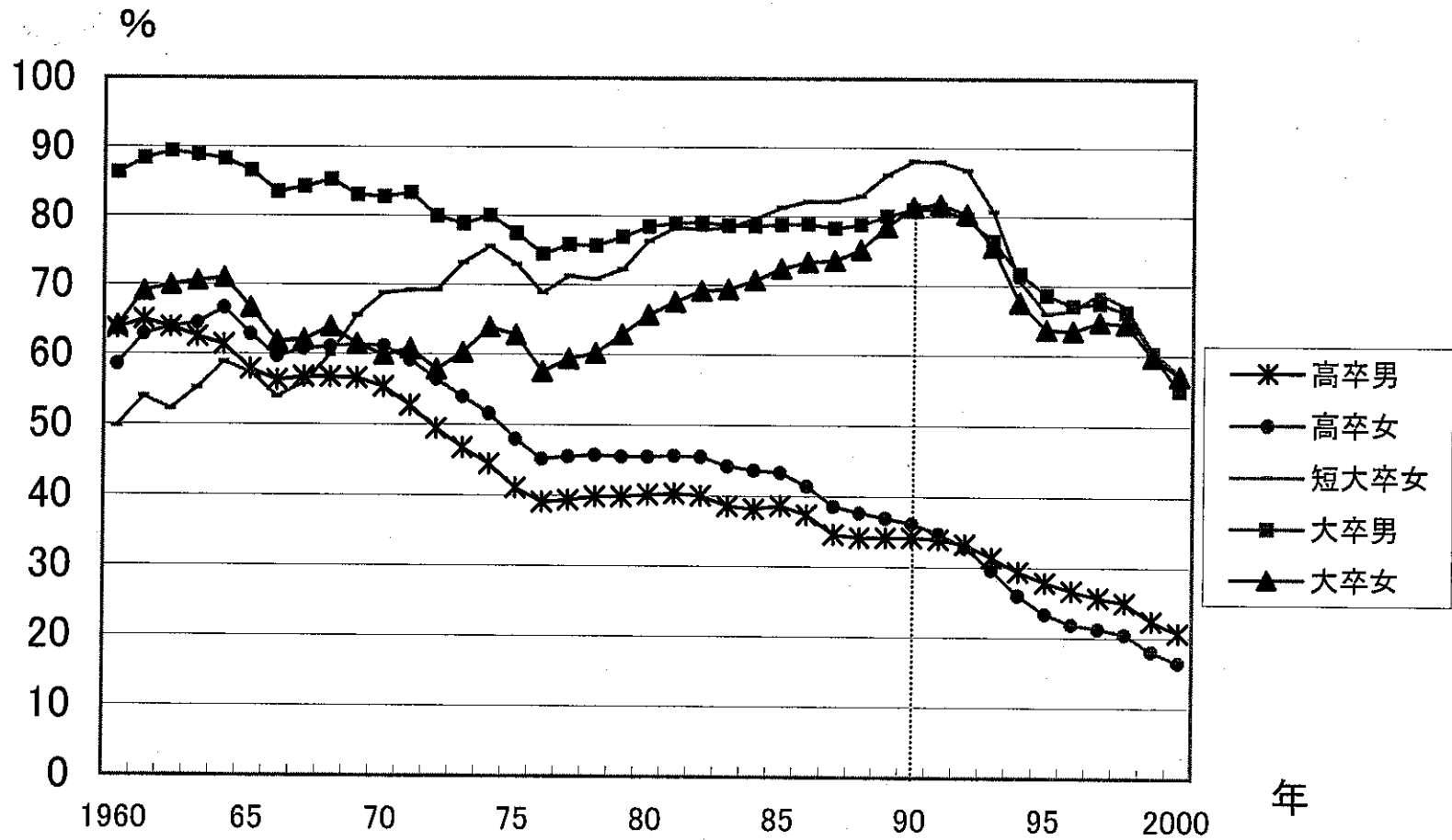
(出典)平成11年全国消費実態調査

(注)

夫の収入は、勤め先収入のうち、「世帯主が世帯の夫の収入。妻の収入は、「世帯主の配偶者が世帯の妻」の収入。
共働き世帯とは、夫と妻が勤労者の世帯。片稼ぎ世帯とは、夫が勤労者、妻が無業の世帯

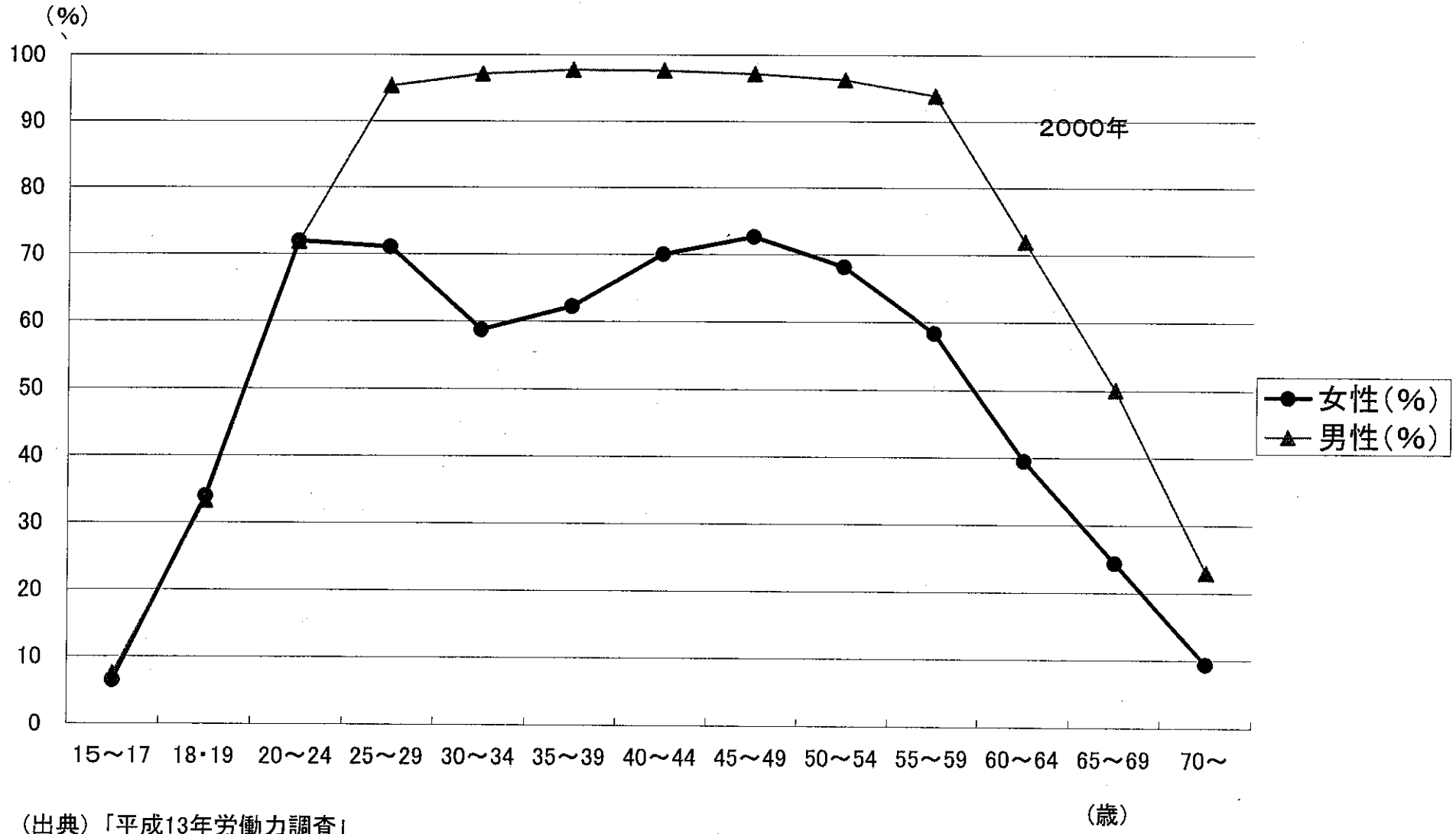
10

(図表4) 男女別就職率(卒業生のうち就職者の占める割合)の推移

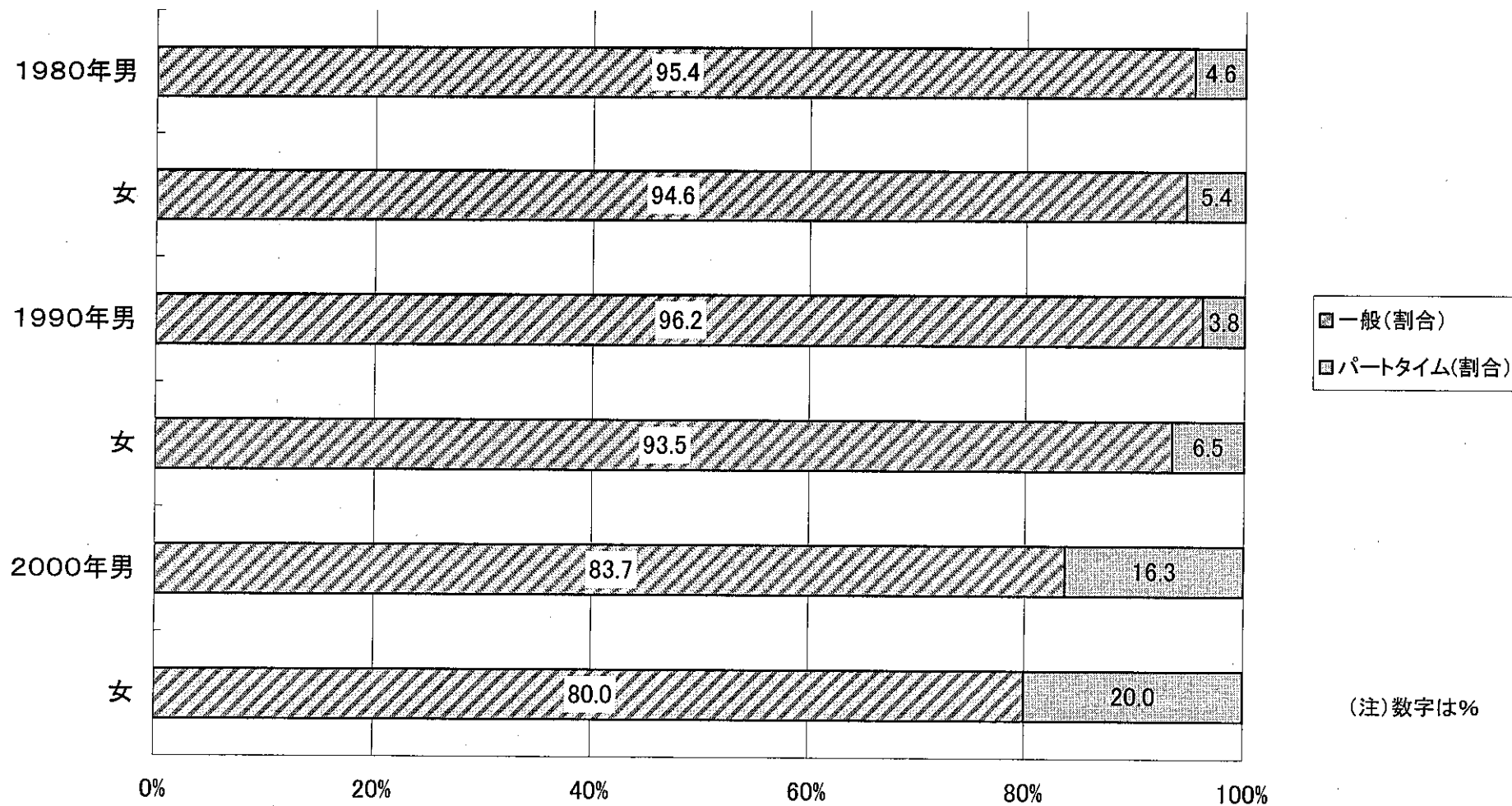


注) 各年3月卒業者のうち、就職者(就職進学者を含む)の割合である。
 (出典) 平成12年度 学校基本調査

(図表5) 年齢階級別労働力人口比率



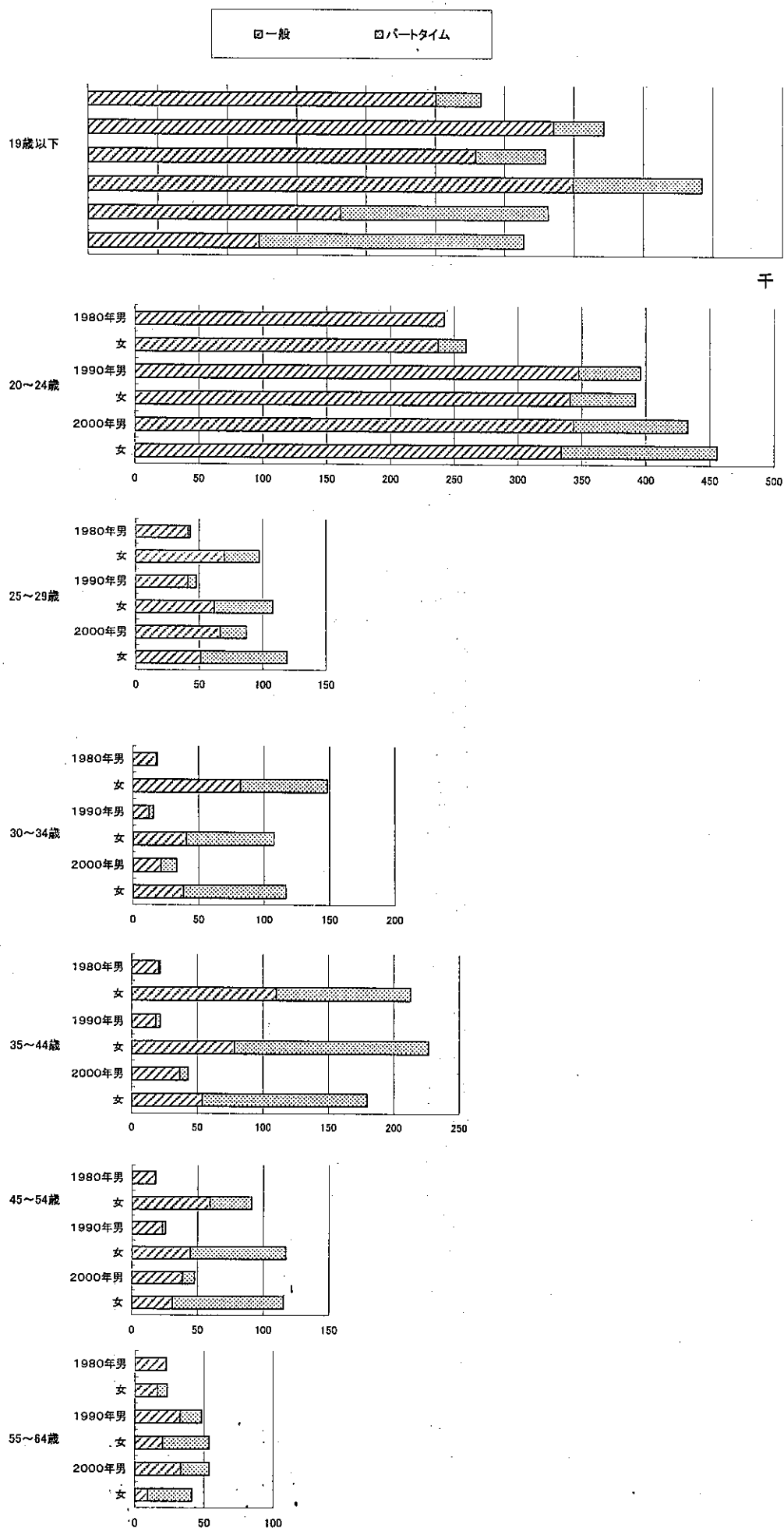
(図表6-1) 男女別新規学卒者入職比



(注)数字は%

(出典)「雇用動向調査」(厚生労働省)

(図表6-2) 男女別・年齢別入職比



(出典)「雇用動向調査」(厚生労働省)

図表6-3 女性(30~44歳)の入職比

(単位:%)

年	年齢	合計	一般	パート
1980	30~44	100	53.1	46.9
1990	30~44	100	35.6	64.4
2000	30~44	100	31.1	68.9

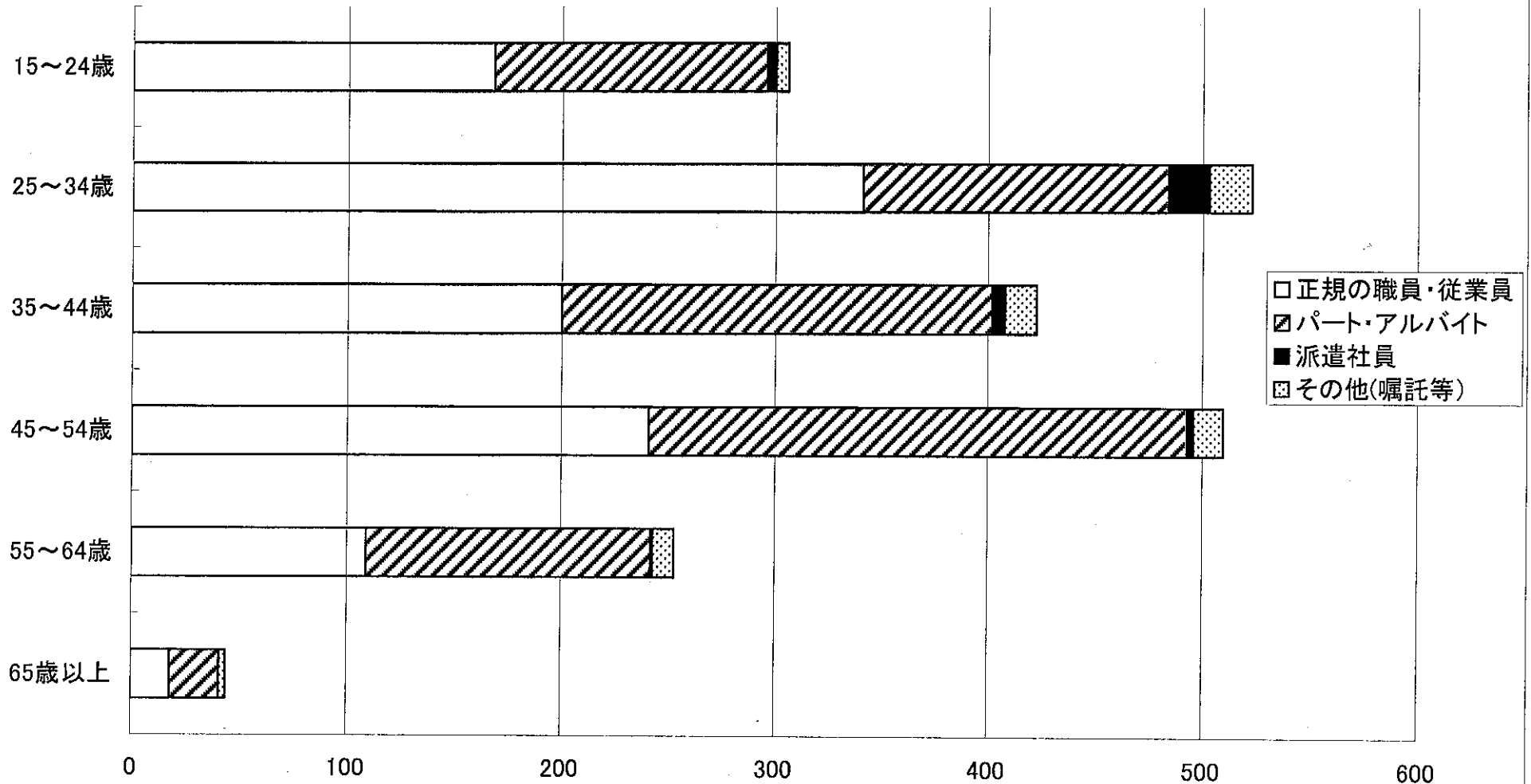
(単位:千人)

年	年齢	合計	一般	パート
1980	30~34	148.7	82.2	66.5
	35~44	213.2	110.1	103.1
	計	361.9	192.3	169.6
1990	30~34	107.5	40.7	66.8
	35~44	226.7	78.3	148.4
	計	334.2	119.0	215.2
2000	30~34	116.7	38.5	78.2
	35~44	179.7	53.8	125.9
	計	296.4	92.3	204.1

(注)四捨五入等の関係で、合計の数値は多少異なることもある。

(出典)「雇用動向調査」(厚生労働省)

(図表6-4) 女性の年齢別就業形態(役員を除く雇用者)



(出典)「平成13年2月労働力調査特別調査」(総務省統計局)

(万人)